

令和４年度ＰＲＴＲデータの概要について ～化学物質の排出量・移動量の集計結果～ (岩 手 県)

※昨年度との変更点→赤字 Web ページ掲載時に黒字に直します。

平成 11 年 7 月に公布された「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（化学物質排出把握管理促進法、いわゆる Ｐ Ｒ Ｔ Ｒ 法）に基づき、化学物質排出移動量届出制度（いわゆる Ｐ Ｒ Ｔ Ｒ 制度）が平成 14 年 4 月より開始されました。

Ｐ Ｒ Ｔ Ｒ 制度では、届出の対象となる 462 種類の化学物質について、事業者は環境への排出量や廃棄物等に含まれての移動量の届出を行い、国はその集計結果及び届出対象外の排出量の推計結果を集計し、公表することとなっております。

今回の集計結果は、令和 4 年度に事業者が把握した排出量・移動量について、令和 5 年度内に行われた届出を取りまとめたものであり、国が集計したデータを基に本県独自の集計を行ったものです。

今回届出のあった事業所は、岩手県で 489 事業所（令和 3 年度 499 事業所）であり、事業者から届出のあった当該事業所からの排出量については、全事業所・全物質の合計で約 1,140 トン（令和 3 年度：約 1,250 トン）、移動量の合計約 2,021 トン（令和 3 年度：約 1,720 トン）でした。

また、国が推計を行った届出対象外の排出量（対象業種からの届出対象外排出量、非対象業種からの排出量、家庭からの排出量、自動車などの移動体からの排出量）については、岩手県の合計で約 2,612 トン（令和 3 年度：約 2,689 トン）でした。

Ｐ Ｒ Ｔ Ｒ 制度について詳しくは、環境省のホームページを御確認ください。

：（環境省 PRTR インフォメーション広場） <http://www.env.go.jp/chemi/prtr/risk0.html>

岩手県のデータにつきましては、以下のホームページでも公開しております。

：（岩手県トップページ＞くらし・環境＞環境＞環境保全＞化学物質（Ｐ Ｒ Ｔ Ｒ、ダイオキシン、フロン、ゴルフ場農薬）＞Ｐ Ｒ Ｔ Ｒ）

1 排出量・移動量の届出状況（別紙2, 3）

令和5年度（届出期間：令和5年4月1日から令和5年7月31日まで）には、令和4年度に事業者が把握した排出量・移動量について、岩手県には489事業所から届出がありました。

業種別及び市町村別の届出状況は、以下のとおりです。

業種別の届出状況

業 種	届出数	業 種	届出数
製造業	150	輸送用機械器具製造業	16
食料品製造業	5	船舶製造・修理業、船用機関製造業	2
木材・木製品製造業	5	精密機械器具製造業	8
パルプ・紙・紙加工品製造業	4	その他の製造業	2
化学工業	15	下水道業	44
石油製品・石炭製品製造業	15	鉄道業	1
プラスチック製品製造業	9	倉庫業	2
ゴム製品製造業	2	石油卸売業	17
なめし革・同製品・毛皮製造業	1	燃料小売業	225
窯業・土石製品製造業	5	洗濯業	1
鉄鋼業	4	計量証明業	1
非鉄金属製造業	3	一般廃棄物処理業(ごみ処分業に限る。)	34
金属製品製造業	27	産業廃棄物処分業(特別管理産業廃棄物処分業を含む。)	8
一般機械器具製造業	11	高等教育機関	2
電気機械器具製造業	16	自然科学研究所	4
		合 計	489

市町村別の届出件数

（単位：事業所）

市町村	届出数	市町村	届出数	市町村	届出数
盛岡市	80	八幡平市	13	住田町	2
宮古市	19	奥州市	51	大槌町	4
大船渡市	10	滝沢市	19	山田町	2
花巻市	39	雫石町	5	岩泉町	2
北上市	69	葛巻町	5	田野畑村	1
久慈市	8	岩手町	3	普代村	0
遠野市	10	紫波町	9	軽米町	2
一関市	63	矢巾町	16	野田村	1
陸前高田市	4	西和賀町	8	九戸村	2
釜石市	16	金ヶ崎町	9	洋野町	2
二戸市	8	平泉町	3	一戸町	4
合 計				489	

※注 届出の対象となる事業者は、人の健康や生態系に有害なおそれがある等の化学物質（462 物質）を取り扱っている事業者のうち、従業員数が21人以上の製造業など政令で定める24の業種で年間取扱量1トン以上の事業所等一定の要件に該当する事業者です。

2 集計結果の概要※

(1) 届出排出量・移動量

ア 全国データと岩手県データの比較（別紙1）

全国の事業所から届出のあった総排出量・移動量は約 369 千トンであり、内訳は総排出量約 122 千トン、総移動量約 247 千トンとなっています（以下「約」は省略）。

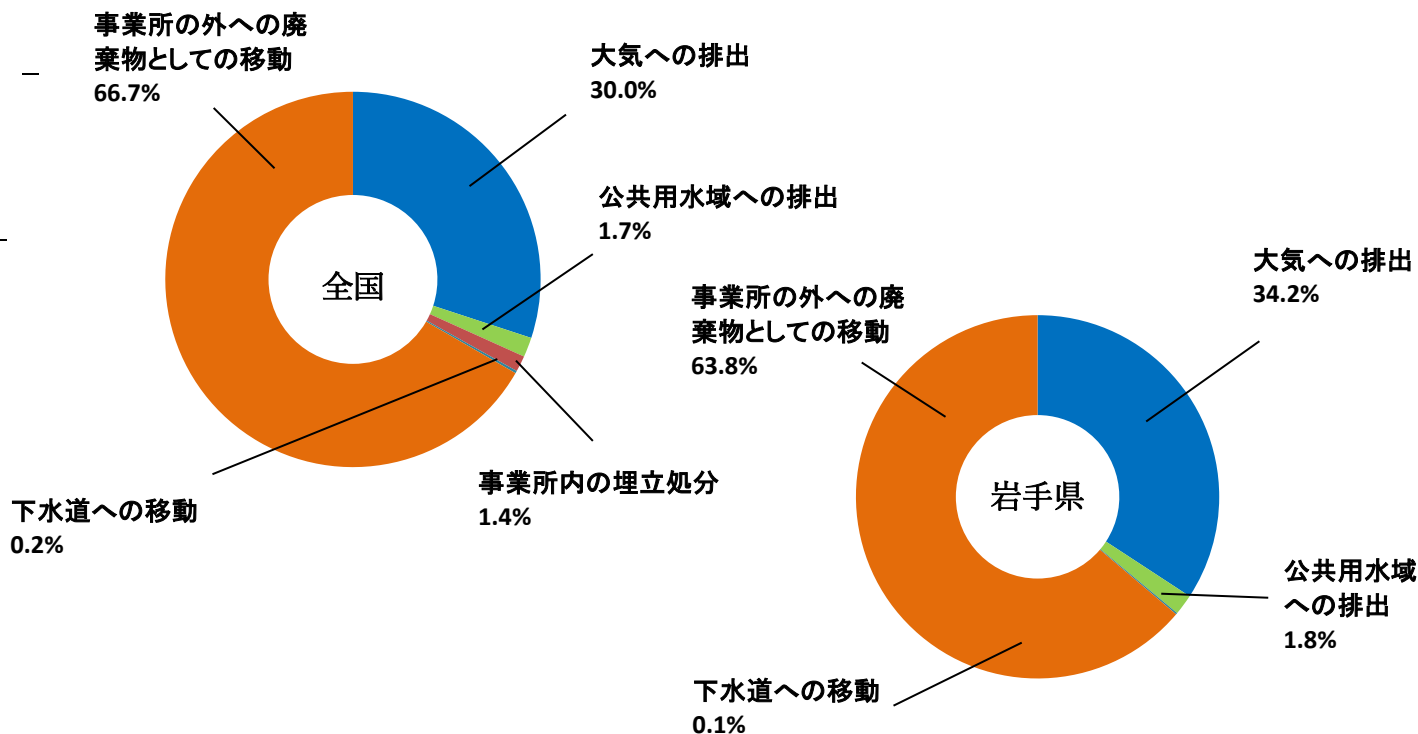
うち、岩手県内の事業所から届出のあった総排出量・移動量は 3,162 トンで、全国の排出量・移動量の総量の 0.9%にあたります。また、内訳は総排出量が 1,140 トン、総移動量が 2,022 トンでした。

届出排出量・移動量

（単位：トン／年）

排出・移動先	全国	構成比(%)	岩手県	構成比(%)
大気への排出	110,995	30.0	1,082	34.2
公共用水域への排出	6,256	1.7	58	1.8
事業所内の土壌への排出	2	0.0	0	0.0
事業所内の埋立処分	5,061	1.4	0	0.0
排出量合計	122,313	33.1	1,140	36.1
下水道への移動	787	0.2	4	0.1
事業所の外への廃棄物としての移動	246,295	66.7	2,017	63.8
移動量合計	247,081	66.9	2,022	63.9
排出量・移動量合計	369,395	100	3,162	100

総排出量・移動量の構成（全国・岩手県）



※ 数値は四捨五入してまとめているため、本文中の数値とグラフの数値等が異なる場合があります。詳細な数値は、別紙を御参照ください(以下同じ)。

イ 物質別排出量・移動量（別紙１）

届出排出量・移動量の多い上位 10 物質の合計は 2,665 トンで、総届出排出量・移動量 3,162 トンの 84%にあたります。また、上位 3 物質の合計は 1,443 トンで、総届出排出量・移動量の 46%にあたります。

上位 5 物質は、
分析試薬、凝集沈殿剤などに用いられる

① 塩化第二鉄 [754 トン]

金属洗浄、合成用溶媒などに用いられる

② 塩化メチレン※ [346 トン]

塗料等溶剤として幅広く用いられる

③ トルエン [344 トン]

希釈剤、有機合成原料などに用いられる

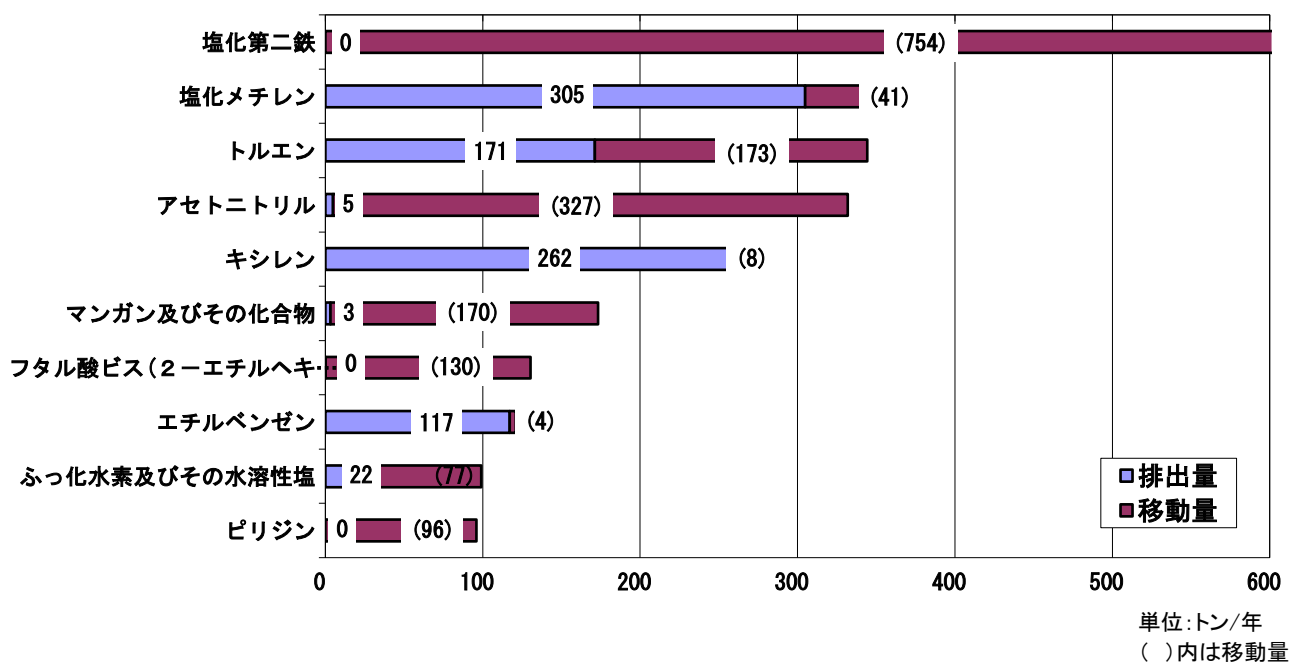
④ アセトニトリル [332 トン]

塗料等溶剤として幅広く用いられる

⑤ キシレン [270 トン]

の順となっています。

届出排出量・移動量合計上位 10 物質とその量



※ 塩化メチレンとはジクロロメタンの別名で、産業界でよく使われている言葉です（以下省略）。

ウ 物質別排出量（別紙１）

届出排出量の多い上位 10 物質の合計は 1,070 トンで、総届出排出量 1,140 トンの 94%にあたります。

上位 5 物質は、
金属洗浄、合成用溶媒などに用いられる

① 塩化メチレン [305 トン]

塗料等溶剤として幅広く用いられる

② キシレン [262 トン]

塗料等溶剤として幅広く用いられる

③ トルエン [171 トン]

合成樹脂原料、塗料等溶剤などに用いられる

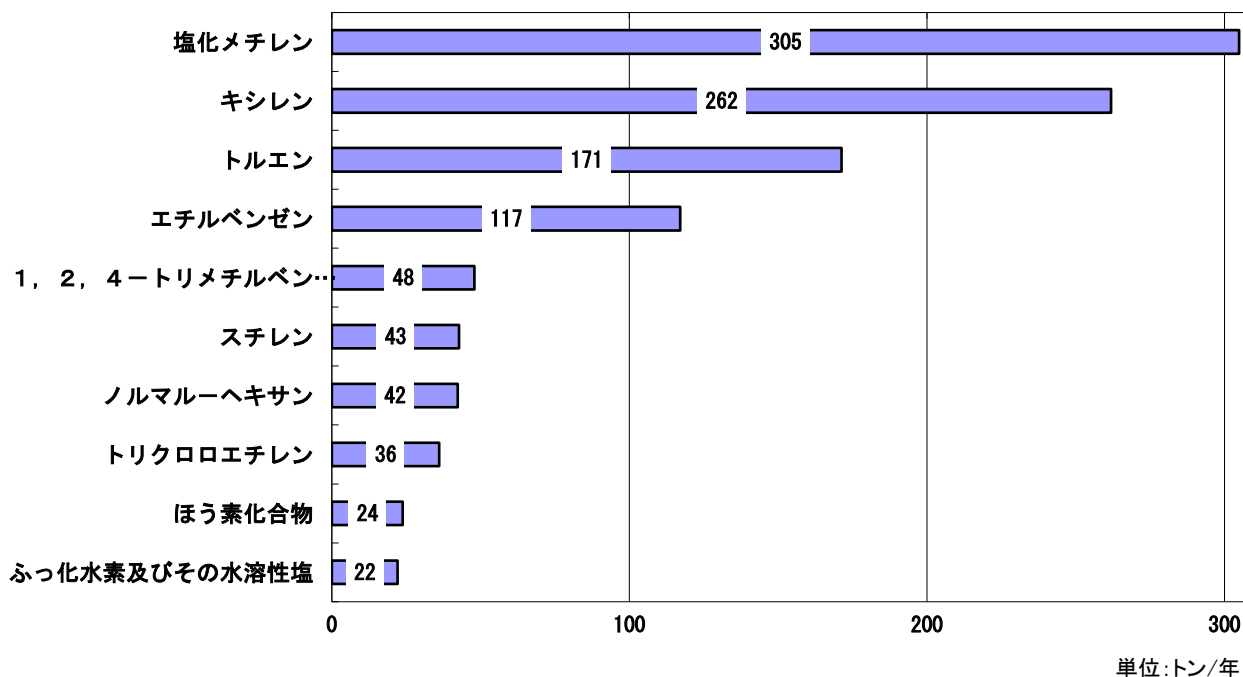
④ エチルベンゼン [117 トン]

塗料等溶剤として幅広く用いられる

⑤ 1, 2, 4-トリメチルベンゼン [48 トン]

の順となっています。

届出排出量上位 10 物質とその量



エ 業種別排出量・移動量（別紙２）

岩手県では、届出対象 46 業種（製造業 23 業種、非製造業 23 業種）中、29 業種（製造業 18 業種、非製造業 11 業種）から届出がありました。

製造業からの排出量・移動量の合計は 3,046 トンで、全業種からの総排出量・移動量 3,162 トンの 96%にあたります。

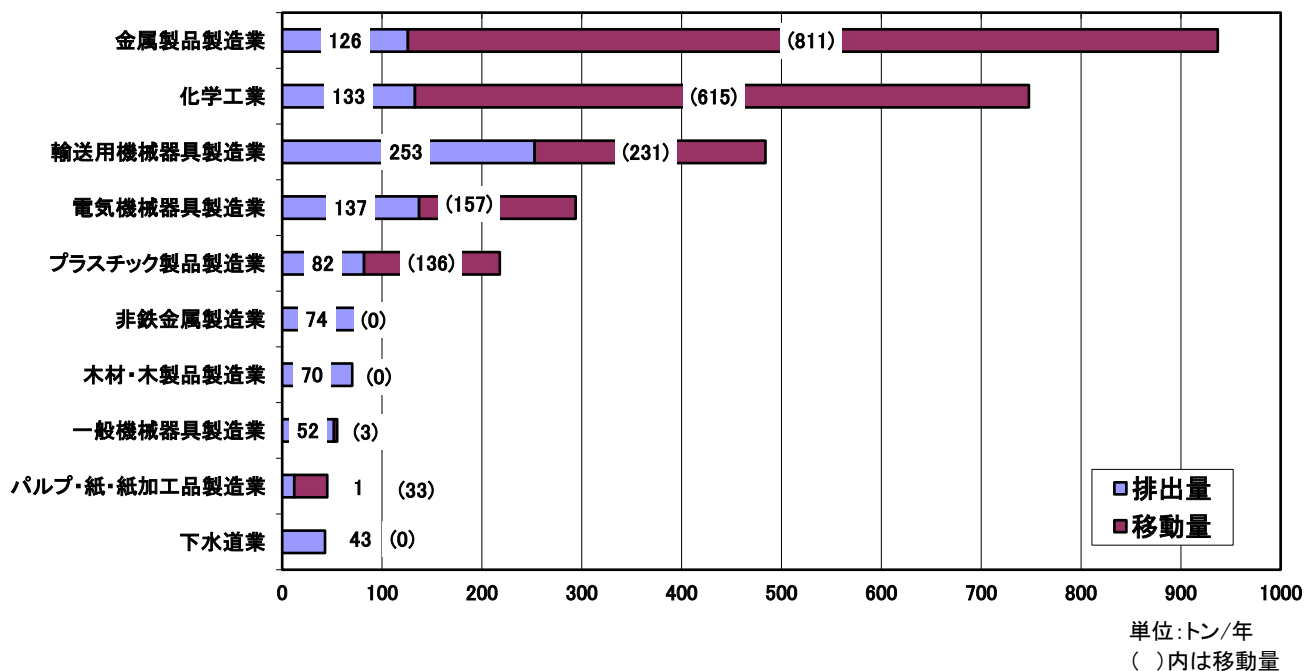
また、排出量・移動量の多い上位 10 業種の合計は 2,967 トンで全業種からの排出量・移動量の合計の 94%にあたります。

上位 10 業種は

①	金属製品製造業	[937 トン]
②	化学工業	[748 トン]
③	輸送用機械器具製造業	[484 トン]
④	電気機械器具製造業	[294 トン]
⑤	プラスチック製品製造業	[218 トン]
⑥	非鉄金属製造業	[74 トン]
⑦	木材・木製品製造業	[70 トン]
⑧	一般機械器具製造業	[55 トン]
⑨	パルプ・紙・紙加工品製造業	[45 トン]
⑩	下水道業	[43 トン]

の順になっています。

届出排出量・移動量上位 10 業種とその量



オ 業種別排出量（別紙２）

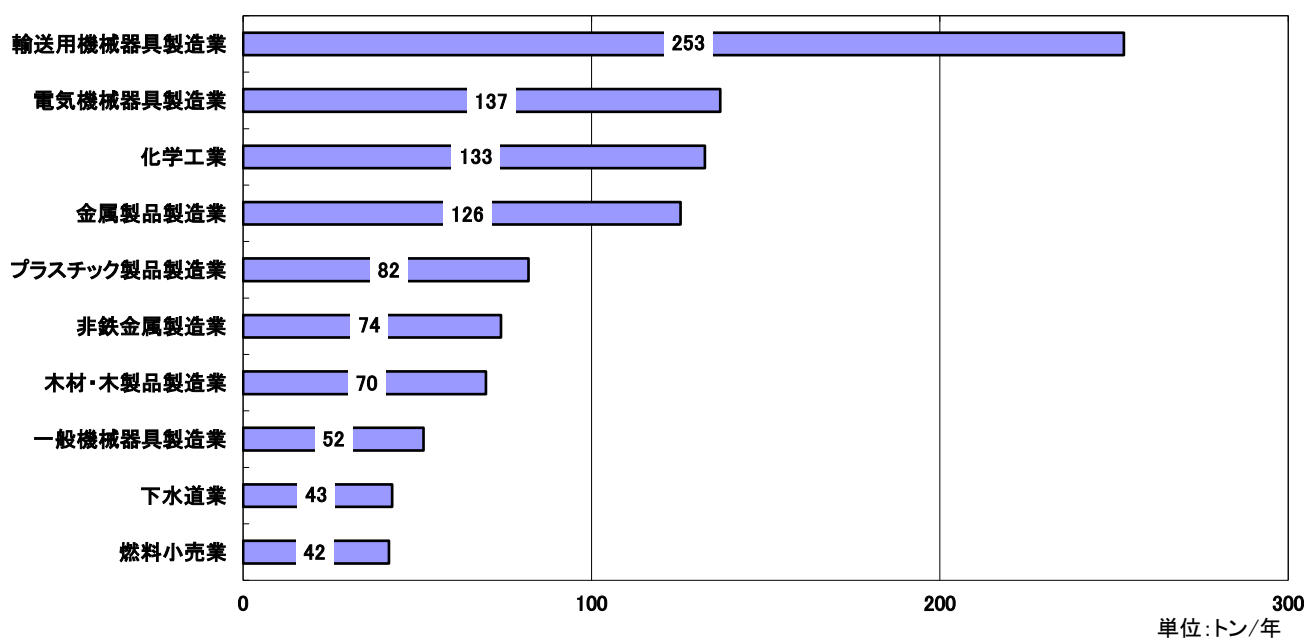
排出量の多い上位 10 業種の合計は 1,010 トンで、全業種からの排出量の合計 1,140 トンの 89%にあたります。

上位 10 業種は

①	輸送用機械器具製造業	[253 トン]
②	電気機械器具製造業	[137 トン]
③	化学工業	[133 トン]
④	金属製品製造業	[126 トン]
⑤	プラスチック製品製造業	[82 トン]
⑥	非鉄金属製造業	[74 トン]
⑦	木材・木製品製造業	[70 トン]
⑧	一般機械器具製造業	[52 トン]
⑨	下水道業	[43 トン]
⑩	燃料小売業	[42 トン]

の順になっています。

届出排出量上位 10 業種とその量

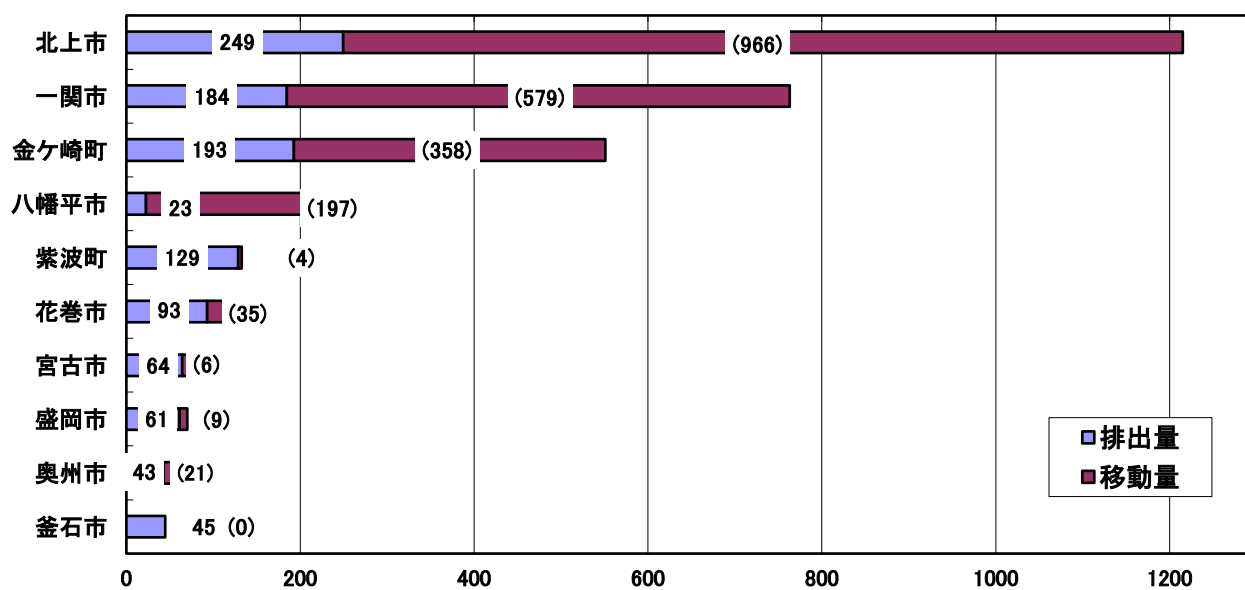


カ 市町村別排出量・移動量（別紙３，６）

届出排出量・移動量の上位 10 市町村は、次のとおりとなっています。

①	北上市	[1215 トン]
②	一関市	[763 トン]
③	金ヶ崎町	[551 トン]
④	八幡平市	[219 トン]
⑤	紫波町	[133 トン]
⑥	花巻市	[128 トン]
⑦	宮古市	[70 トン]
⑧	盛岡市	[70 トン]
⑨	奥州市	[64 トン]
⑩	釜石市	[45 トン]

届出排出量・移動量上位 10 市町村とその量



単位:トン/年
()内は移動量

(2) 届出外排出量の推計値

ア 全国データと岩手県データの比較（別紙４）

経済産業省及び環境省が推計を行った令和４年度の全国の届出外排出量の推計値の合計は、187千トンであり、うち岩手県分は2,612トンで、全国のデータの1.4%にあたります。

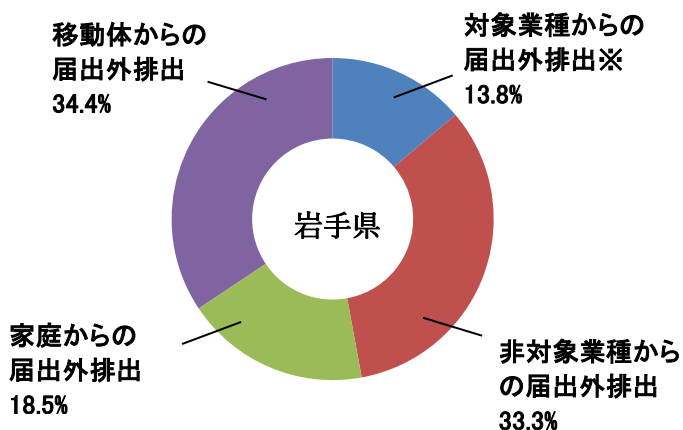
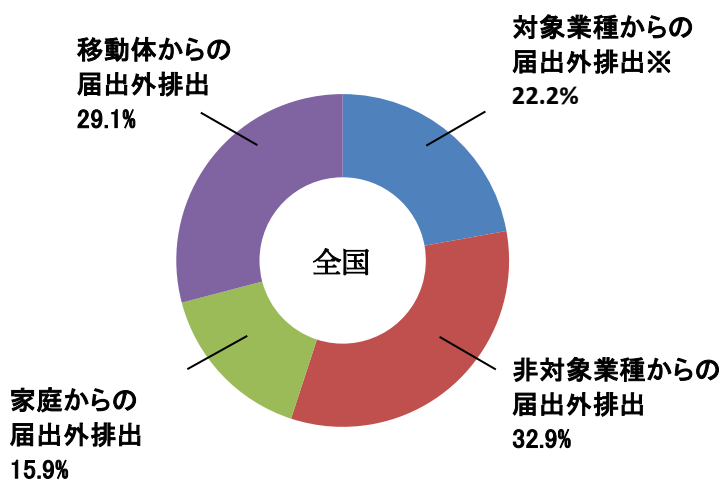
その内訳は、以下のとおりです。

届出外排出量(単位:トン/年)

排出源	全国	構成比(%)	岩手県	構成比(%)
対象業種からの届出外排出※	41,427	22.2	360	13.8
非対象業種からの届出外排出	61,425	32.9	870	33.3
家庭からの届出外排出	29,728	15.9	484	18.5
移動体からの届出外排出	54,359	29.1	898	34.4
合計	186,938	100	2,612	100

※ 対象業種に属する事業を営む事業者からの排出であるが、従業員数、取扱量等の要件を満たさないため届出対象とならないもの。

届出外排出量の構成（全国・岩手県）



イ 物質別排出量（別紙４）

届出対象外排出量の多い上位 10 物質の合計は 2,019 トンで、総届出外排出量 2,612 トンの 77%にあたります。

上位 5 物質は、

塗料等溶剤として幅広く用いられる

① キシレン [619 トン]

② トルエン [515 トン]

洗浄剤などに用いられる

③ ポリ（オキシエチレン）＝アルキルエーテル [265 トン]

合成樹脂原料、溶剤などに用いられる

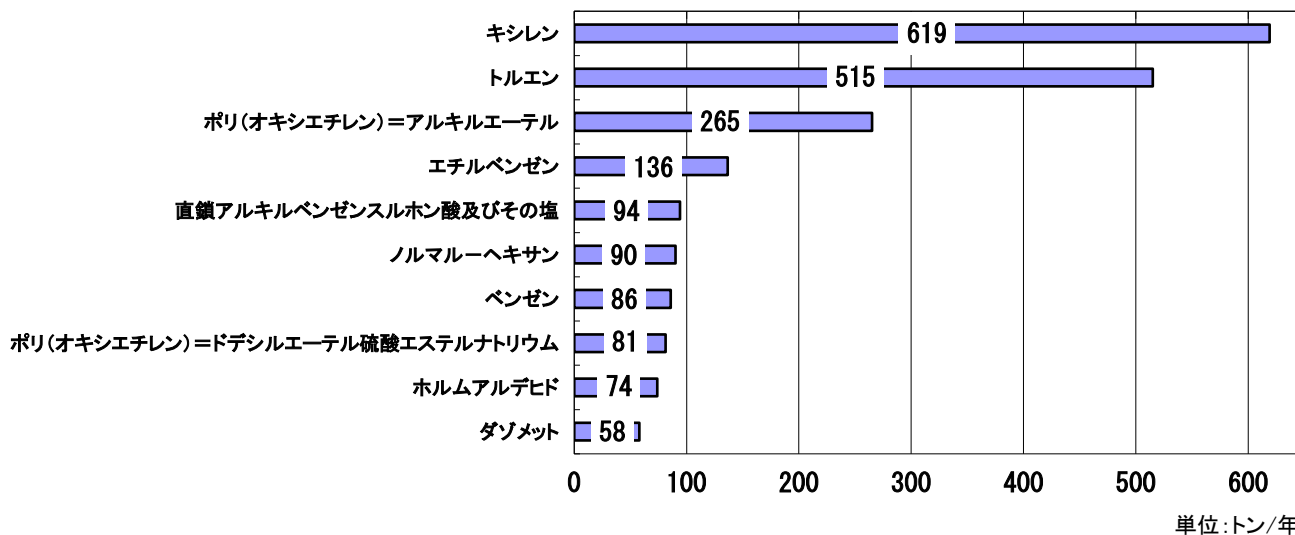
④ エチルベンゼン [136 トン]

洗浄剤などに用いられる

⑤ 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 [94 トン]

の順となっています。

届出外排出量上位 10 物質とその量



ウ 移動体からの排出量推計値（全国データと岩手県データの比較）（別紙５）

届出外排出量のうち全国の移動体からの排出量推計値の合計は 54 千トンであり、うち岩手県分は 898 トンで、全国のデータの 1.7%にあたります。

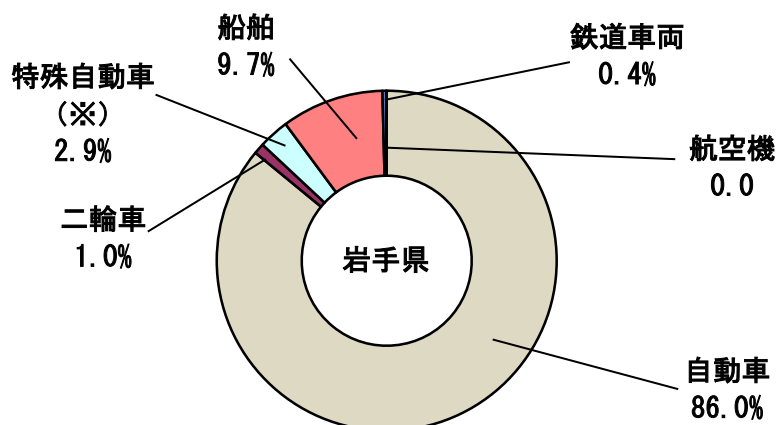
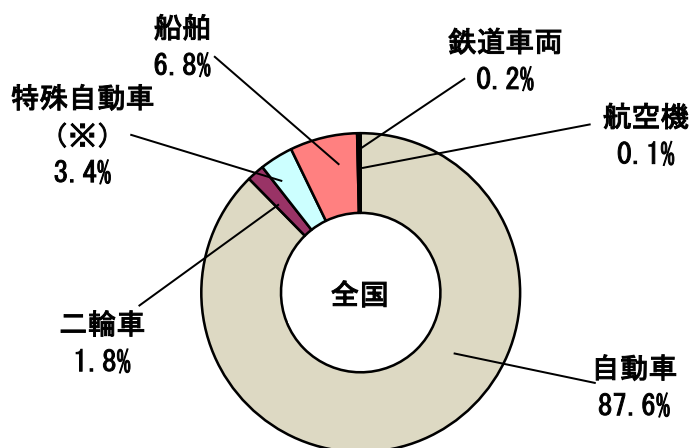
その内訳は、以下のとおりです。

移動体からの排出量(単位:トン/年)

排出源	全国	構成比(%)	岩手県	構成比(%)
自動車	47,645	87.7	772	86.0
二輪車	963	1.8	9.1	1.0
特殊自動車(※)	1,843	3.4	26.0	2.9
船舶	3,713	6.8	87.4	9.7
鉄道車両	122	0.2	3.4	0.4
航空機	72	0.1	0.23	0.0
合計	54,358	100	898	100

※産業機械、建設機械、農業機械

移動体からの排出量の構成（全国・岩手県）



(3) 届出排出量と届出外排出量の推計値の合計の多い物質（別紙4）

届出排出量と届出外排出量の推計値を合算した岩手県の排出量の総量は 3,752 トンで、全国の排出量の総量 309 千トンの 1.2%にあたります。

岩手県で排出量の多い上位 5 物質は、

塗料等溶剤として幅広く用いられる

① キシレン [881 トン]

② トルエン [686 トン]

金属洗浄、合成溶媒などに用いられる

③ 塩化メチレン [320 トン]

洗浄剤として用いられる

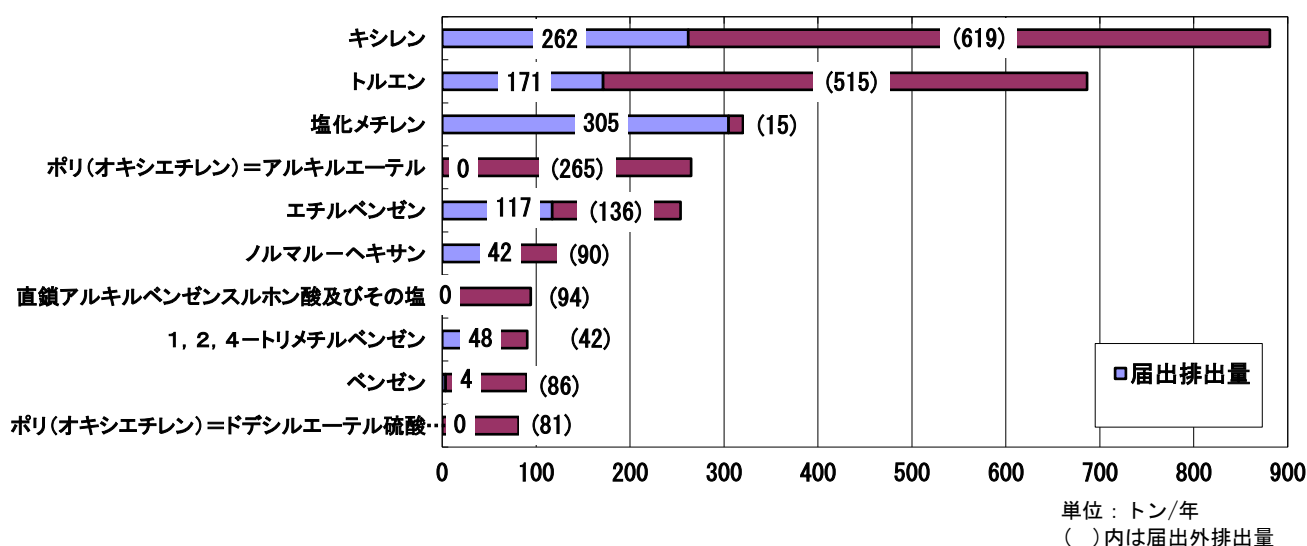
④ ポリ（オキシエチレン）＝アルキルエーテル [265 トン]

合成樹脂原料、溶剤などに用いられる

⑤ エチルベンゼン [254 トン]

の順となっています。

届出排出量・届出外排出量上位 10 物質とその量



(4) 特定第一種指定化学物質の排出量・移動量の集計結果（別紙1）

人に対して発がん性のある特定第一種指定化学物質の岩手県の総届出排出量・移動量は56.5トンであり、内訳は、総排出量6.8トン、総移動量49.7トンとなっています。

特定第一種指定化学物質の届出排出量・移動量

物質 番号	対象物質 物質名	届出排出量 (kg/年) ※3					届出移動量 (kg/年) ※4			届出排 出・移動 量合計
		大気	水域	土壌	埋立	合計	下水道	廃棄物	合計	
33	石綿(※1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
56	エチレンオキシド(※1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
75	カドミウム及びその化合物	3	14	0	0	17	0	0	0	17
88	六価クロム化合物	0	264	0	0	264	0	1,280	1,280	1,544
94	クロロエチレン（別名塩化ビニル）(※1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
243	ダイオキシン類(※2)	379	21	0	70	470	0	12,618	12,618	13,088
305	鉛化合物	0	91	0	0	91	0	10,506	10,506	10,597
309	ニッケル化合物	6	486	0	0	492	1,113	10,930	12,043	12,535
332	砒素及びその無機化合物	0	88	0	0	88	0	6,300	6,300	6,388
351	1, 3-ブタジエン(※1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
385	2-ブロモプロパン(※1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
394	ベリリウム及びその化合物(※1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
397	ベンジリジンニトリクロリド(※1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
400	ベンゼン	3,666	63	0	0	3,729	0	1,900	1,900	5,629
411	ホルムアルデヒド	1,671	3	0	0	1,674	0	5,054	5,054	6,728
合計		5,725	1,030	0	70	6,825	1,113	48,588	49,701	56,526
割合(%)		10.1	1.8	0.0	0.1	12.1	2.0	86.0	87.9	100.0

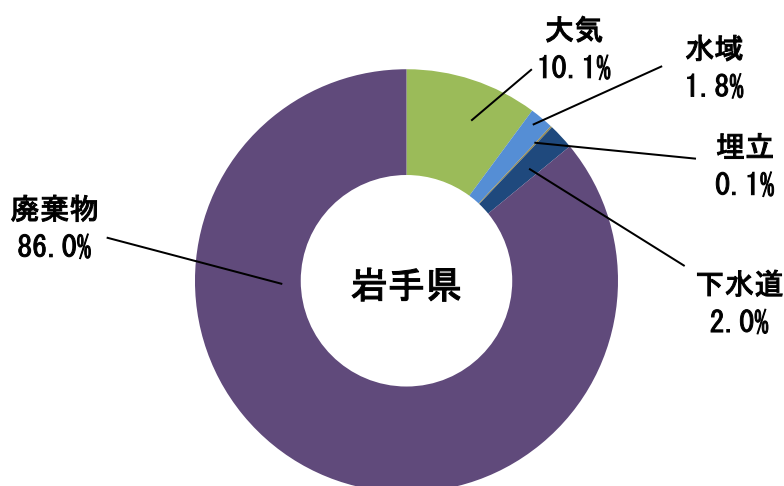
※1 届出がなかった対象物質

※2 単位：mg-TEQ/年

※3 大気：大気への排出、 水域：公共用水域への排出、 土壌：事業所内の土壌への排出、 埋立：事業所内の埋立処分

※4 下水道：下水道への移動、 廃棄物：事業所外への廃棄物としての移動

特定第一種指定化学物質の届出排出量・移動量の構成（岩手県）



3 国公表資料及び個別の事業所データの開示について

- 国の公表資料は次のホームページに掲載されています。
経済産業省 http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/
環境省 <http://www.env.go.jp/chemi/prtr/risk0.html>
- 個別事業所のP R T Rデータはホームページに掲載しています。また、個別事業所から届け出られたP R T Rデータをインターネット地図上に視覚的に分かりやすく表示するとともに、P R T Rデータを検索・閲覧できるようにしたP R T Rデータ地図上表示システムで個別事業所を地図から探すことや、個別事業所のデータをグラフや図で見ることができます。(<http://www2.env.go.jp/chemi/prtr/prtrmap/>)
上記ホームページからデータを入手できない場合等は、化学物質排出把握管理促進法第10条の規定に基づき、国に対して所定の手数料を納付し、開示請求の手続を行うことにより、どなたでもデータを入手することができます。
詳しくは、上記のホームページを御確認ください。

【開示請求の窓口】

(経済産業省)

○来訪による開示請求

経済産業省産業保安・安全グループ化学物質管理課内(経済産業省本館8階東6)

〒100-8901 東京都千代田区霞ヶ関1-3-1

窓口受付時間：土日祝日を除く平日10時～17時まで(12:00～13:00を除く)

○郵送による開示請求、その他の問い合わせ

製造産業局 化学物質管理課 P R T R開示窓口あて

〒100-8901 東京都千代田区霞ヶ関1-3-1

TEL 03-3501-0080、FAX 03-3580-6347

(環境省)

環境省環境保健部化学物質安全課(中央合同庁舎5号館23階 日比谷公園側)

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

窓口受付時間：土日祝日を除く平日9時30分～17時まで(12:00～13:30を除く)

TEL 03-3581-3351(内線6358)、FAX 03-3580-3596

4 今後の取組

岩手県では、化学物質による環境リスク低減に向けて、地域における環境リスクの把握を行うとともに、県民、事業者及び行政による環境コミュニケーション推進のための取組を進めていく予定です。

(1) P R T R対象物質の環境リスクの把握

環境に多く排出されているP R T R対象物質について、常時監視を継続し、汚染実態の把握に努めるとともに、化学物質排出量が多い事業所を把握し、必要に応じて個別に排出量を削減、改善するよう助言・指導を行います。

(2) 環境コミュニケーションの推進

県内に立地している工場・事業場を有する事業者による「地域とはじめる環境報告会」の開催を支援するとともに、研修会等による人材育成を図ります。